

第10章 大学改革と地域交流の組織化

橋本 鉦市

1. はじめに
2. 「教育・学習」面での社会交流
3. 「研究・学術」面での社会交流
4. おわりに

1. はじめに

平成年度に入ってから本格的に始まった大学改革の波は、国内の個々の大学及び大学関係者に大きなインパクトを与えつつ、わが国の戦後50年に及ぶ高等教育システムの根底的な改変をも促している。そうした一連の改革は、すでに10年を経ようとしているが、今なお、新たな具体的な大学像が描き切れぬまま手探りで進行中であるが、本稿では、この大学改革のなかで大きなイシューとなってきた大学（とくに国立大学）と地域社会との連携とその成果について、これまでの政策的な流れを跡づけつつ、様々なデータに依拠して現在の状況を概観する。

さて、わが国の戦前期においては、地域ブロックごとに主要な官立の高等教育機関は、その地域的な偏在性を鑑みながら設置されてきたという歴史がある。また、戦後、新制の国立大学の発足時には、いわゆる「国立大学設置の11原則」として名高い実施要項が適用され、1府県1大学の実現が目指された（1948（昭和23）年）。国立大学は、適正な国内の地域配置に多大な関心を持って設置されてきたのであり、地域社会との連携といった観点からすれば、ある意味で大学人及び地域社会の側双方にとって、そうした密接な連携という視座は共に享受し発展すべきものであった。

しかしながら、実際には、多くの国立大学及び大学関係者は、研究と教育のコスモポリタニズムに拠って、地域社会に根ざしたローカルな志向は見失いがちであったし、また地域社会の側も、大学を象牙の塔という言葉に象徴されるように、縁遠い存在として疎みがちであった。たしかに、そうした大学と地域社会との疎遠な関係性は、わが国の高等教育がエリート段階を脱したばかりの時期には、ある意味で詮方ない状況であったのかもしれない。しかし、まさにユニバーサル化のとば口の段階に達した現在、大学と地域社会との連携も、当然のことながら、これまでとは異なる次元・枠組みにおいて議論されるべき時期に来ていると言えよう。

そうした状況の下、平成年度に入ってから大学改革論議において、国立大学が地域社会との連携を密にするべきとの政策課題が、様々な文脈で語られるようになった。ただし、その語られ方を見ると、2つのディメンションがあると思われる。まず、ひとつには、ユニバーサル化段階での大学の役割が拡大し、これまで大学（人）が相手としてきた大学生への教育という機能も、より広範囲な対象を想定せざるを得ない。すなわち、大学という制度は、高等教育という枠組みではなく、生涯教育・学習機関という位置づけで把握されるのであり、その意味で、大学教育はそこに在籍する学生のみならず一般社会人をも考慮に入れていく必要がある、という視点である。そうした視点に立てば、大学、とくに地域に

配置された国立大学は、まさにその所在する地域社会に生きる老若男女に対して、その教育や研究を地域社会に開放することが強く求められるのである。

今ひとつは、大学の持つ研究と学術面の機能に関しての地域連携、である。この連携に関しては、実は、産学協同という言葉で括られ学問の自由・大学の自治という近代的大学像の理念のもとで、ある時期まで忌避されてきたという歴史がある。しかし、後述するように、大学における基礎研究を活用しようとする企業サイドの経営的な効率化のインセンティブが高まり、また大学側も受託研究などによる研究費を調達できるなどの利点から、そうした外部の産業界との連携を深めることとなった。この連携強化の傾向は、今後国立大学の独立法人化などの施策に伴って、ますます加速化するものと考えられるが、そうした趨勢の中で、地方の国立大学はより地域産業界との連携を模索し、外部資金調達に駆り立てられていくとも言える。

以下では、この2つのディメンジョン、すなわち「教育・学習」と「研究・学術」の両面について、国立大学の地域社会への連携について、具体的な項目を挙げ、その進捗状況と成果などを考察していきたい。

2. 「教育・学習」面での社会交流

文部省自身、平成年度に入ってからの大規模な大学改革においては、「社会人の学習機会の一層の拡大・充実に努めることなど、生涯学習への対応が重要な位置を占めている。大学等の高等教育機関は、高度で体系的かつ継続的な学習機会の提供者として、生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待され、広く社会に開かれることが求められる。」として、大学などには、これまでの教育・研究以外にも地域社会へのサービスという役割を明確に期待している¹⁾。そして、その達成項目として、(1) 社会人特別選抜、(2) 夜間部・昼夜開講制、(3) 科目等履修生、(4) 通信教育、(5) 大学の公開講座、(6) 大学入学資格検定制度を挙げて、それぞれ概観しているが、こうした大学をはじめとする高等教育機関の社会への門戸開放という施策について、近年の各種政府審議会の答申を中心に、簡単に跡付けておきたい。

2-1 政策的な流れ

1981(昭和56)年、中教審は、「生涯教育について」を答申し、そのなかで「成人期の教育 2 成人への学校教育の開放」の施策として、大学教育の開放を大きく取り上げた。「大学の公開講座は、地域社会での生涯教育を進める上で効果的な企てであり、逐次その推進が図られている。」として、その拡充を今後の課題とし、またその制度的な機関として、「一部の国立大学では公開講座等の事業を推進するため、「大学教育開放センター」を設置するなどの試みも行われている。」と言及して、この種のセンターの機能に期待をかけたのである。80年代に入って、「生涯教育」とのコンテクストで、公開講座をテコに、大学と地域社会との連携について言及されるようになり、また「大学教育開放センター」というインターフェイスの組織(交流組織)の設置も提唱するなど、大きな転換点となったことはたしかである。

この視点は、さらに、1986(昭和61)年の臨教審「教育改革に関する第二次答申」にも踏襲され、

「大学、短期大学、高等専門学校、高等学校における公開講座は、かなり行われつつあるが、今後、さらに地域のニーズに合致するようその内容の改善を図りながら開催するように一層努めるべきである。」とされ、さらに「大学の正規の授業の公開を進めることについても検討すべきである。このため、大学や短期大学に大学教育開放センターなどを設けて、地域住民に学習に関するサービスを提供しているところも見受けられるが、このようなサービスは今度とも拡充すべきである。」とした（第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革 第1章生涯学習体系への移行 第2節生涯学習のための家庭・学校・社会の連携）。こうした施策提言は、コア（正規の大学教育）の開放にも踏み込み始めたのだともいえよう。

90年代にはいると、再び中教審は、「生涯学習の基盤整備について」（1990（平成2）年、答申）では、「今後、大学・短大等においては、生涯学習機関としての役割をも視野に入れて、履修形態やカリキュラムの多様化・柔軟化を進めていくことが重要である。…以上のような取組みを進めるとともに、体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供・学習相談など、社会人を対象とした取組みをより積極的に行う体制として、地域の学習需要を考慮しながら、各大学・短大等の自主的な判断により生涯学習センターを開設することが期待される。」（第2 生涯学習の基盤整備のための施策 2 地域における生涯学習推進の中心機関等について（2）大学・短大等の生涯学習センターについて）と提言、大学教育開放センターだけではなく、生涯学習センターという新たな機関の設置を提言するとともに、各大学の自主性を尊重すべきとしながらも、高等教育機関の「コア」の部分も、生涯学習、地域社会の需要に応えるべきという位置づけがなされた。この視点は、1991（平成3）年の中教審「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（答申）でも踏襲され、同様の施策の推進が提言されている。

上記のような政策的な流れを、さらに具体的な施策まで踏み込んだのは、1996年4月の生涯学習審議会の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」である。そのなかで、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実という視点から、第一に大学をはじめとする高等教育機関をとりあげ、「社会に開かれた高等教育機関」として「社会人の受入れの促進」及び「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策が提言されている。具体的な施策としては、（1）「教育内容の多様化と履修形態の弾力化」として、社会人特別選抜の推進、夜間大学院の拡充、科目等履修生制度の積極的な活用、研究生の受入れ、社会体験のための休学制度の活用、通信教育の改善充実、放送大学の全国化、大学への編入学等が、また（2）「公開講座」の拡充として、講座内容・方法の改善、単位の認定、短期集中プログラムの開設、さらに（3）「学内の組織体制の整備」として生涯学習のセンターの整備、など様々な具体案があげられているが、これらはすでに本章の冒頭で見たとおりである。

2-2 各施策の展開状況

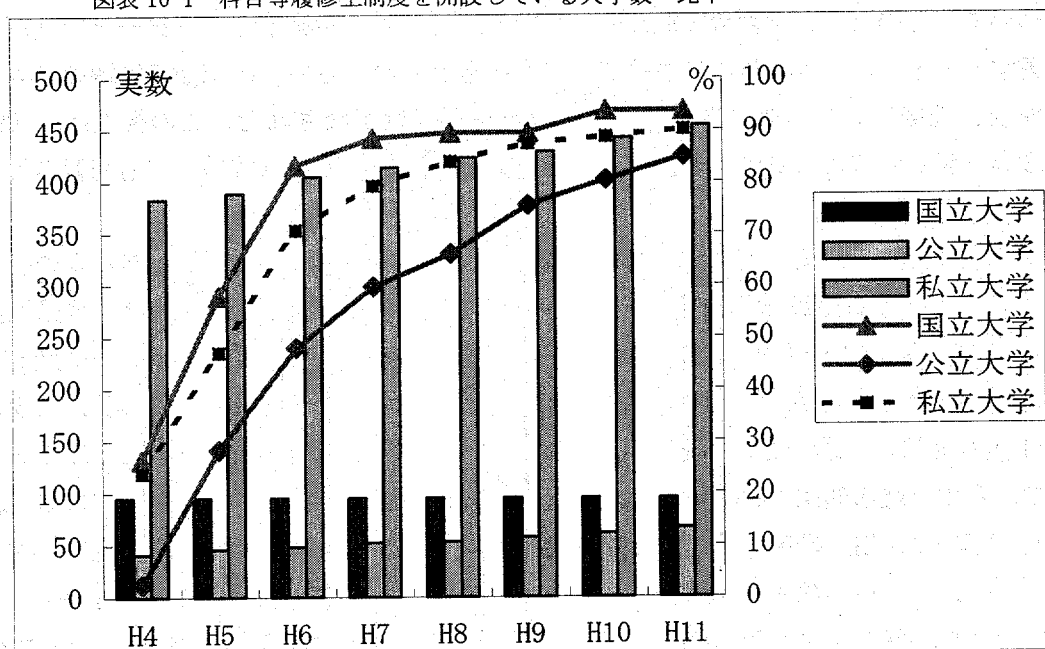
以下では、社会への門戸開放を目指した諸施策のうち、国立大学と地域社会との連携に深く結びついていると思われる科目等履修生と公開講座、ならびに大学教育開放センター・生涯教育センターなどの機関について詳細に考察し、連携の進捗状況について考察しておこう。

2-2-1 科目等履修生制度

従来から正規学生以外の者にも聴講生として一部授業の聴講は可能であったが、単位を取得することはできなかった。1991（平成3）年7月の大学設置基準等の改正により科目等履修生制度が創設され、同基準第31条の規定に基づき、各大学が開設することができるようになり、正規学生以外にも大学での単位取得が可能になったのである。各大学等ではこの制度の導入・展開が急速に進んでおり、平成9年度には、科目等履修生の数は1万4,076人にまでのぼっている²⁾。ここでは、大学評価・学位授与機構による調査データ『科目等履修生制度の開設大学一覧』（平成12年度版）（同機構学位審査課が毎年度各大学に行っているアンケート調査を基本としている。調査項目は、入学時期、在学期間、入学資格、履修可能科目・単位数、授業料、出願期間、単位認定時期、など。その調査結果は、毎年冊子として発行している）を利用して、その現況について考察してみる。

図表10-1は、制度発足以後の展開状況を図示したもののだが、国立及び私立大学では、この制度を実施する大学は、平成10年度には9割に達し、また公立大学でもここ数年来目覚ましくその制度の普及が進んでいることがわかる。したがって、逆に言えば、この制度を実施していない大学をあげた方がこの制度の現状を知るのには適切であろう。

図表10-1 科目等履修生制度を開設している大学数・比率



図表10-2は、それぞれの大学の学部毎にこの制度の開設状況を見たものだが、宮崎医科、山梨医科、滋賀医科の各単科の医科大学ならびに東京大学ではこの制度が開設されていないことがわかる。そのほか、20近くの大学では、全ての学部が科目等履修制度を行っているわけではないことがわかる。

そうした制度を行っていない学部を見たものが、図表10-3であるが、医学部や歯学部など、6年制の医療系学部で、この制度があまり普及していない現状がわかる。カリキュラムが綿密に系統立てられているため、この制度とは相容れないためであろう。また、科目等履修が実施されている場合でも、担

当教官の許可が必要という留保条件がある場合がほとんどであり、実技などを重視するカリキュラムからすれば、ある意味当然のことであろう。したがって、この制度の普及を考える場合、重要なのは、一般社会人に門戸を開放すると言っても、特定の職業（資格）と密着しカリキュラム構成も厳密な領域を考慮に入れた上で、制度の発展を期すべきであろう。また、一方で、地域社会の側から見れば、入学検定料1万円、入学料2万8千円、授業料1単位1万数千円といった費用は、決して安くはない。地域住民に対する広報も不足がちであるという批判とともに、こうした点は、今後の普及にも足かせになるものと思われる。

いずれにしても、今後とも、各大学及び学部はこの制度の実施と内容を広く社会に周知する必要があるが、全ての科目を開放するのは意味がなく、むしろ地域住民の学習ニーズに則した科目を安価に提供できるようにするなど、当局の見識に委ねられる部分が大いといえよう。

図表 10-2 科目等履修の実施状況

大学名	実施割合*
宮崎医科大学	0.0
山梨医科大学	0.0
滋賀医科大学	0.0
東京大学	0.0
神戸大学	40.0
信州大学	50.0
長崎大学	50.0
東京医科歯科大学	50.0
富山医科薬科大学	50.0
岡山大学	53.8
滋賀大学	66.7
秋田大学	66.7
千葉大学	66.7
横浜国立大学	80.0
東北大学	80.0
岐阜大学	83.3
北海道大学	83.3
山口大学	85.7
鹿児島大学	87.5
長崎大学	87.5
名古屋大学	88.9
京都大学	90.0
その他の国立大学	100.0

注 *実施学部/全学部(%)

図表 10-3 科目等履修を実施していない学部

学部名	実数	比率
医学部	14	25.5
教育学部	6	10.9
歯学部	5	9.1
工学部	4	7.3
薬学部	3	5.5
農学部	3	5.5
経済学部	3	5.5
法学部	3	5.5
看護学部	1	1.8
園芸学部	1	1.8
商学部第二部	1	1.8
教養学部	1	1.8
文学部	1	1.8
繊維学部	1	1.8
国際文化学部	1	1.8
発達科学部	1	1.8
経営学部	1	1.8
理学部	1	1.8
合計	55	100.0

注 (教育、経済、工学、法学部は、それぞれ2部を含む)

2-2-2 公開講座

さて、上記の科目等履修制度は、あくまでも大学の講義を正規以外の学生へのアクセスを可能にする趣旨の制度であるが、公開講座は一步進んで、個々の大学ならびに学部などが地域の一般社会人に対して、その教育と研究の一端を公開するという能動的な社会的サービスの一環と位置づけられる。その意味で、この公開講座の制度的な展開状況は、個々の大学の地域社会への開放度のバロメータとも言えるだろう。平成9年度には、国公立を合わせて1万86講座が開設され、約64万人が受講し³⁾、また平成8年度では、大学と短期大学とを合わせると、年間約77万人に及ぶとされている(1996年「地域

における生涯学習機会の充実方策について」(生涯学習審議会(答申))。ここでは、国立学校財務センターによる調査結果『国立学校の教育研究活動に関する参考資料』(平成10年度版)における「大学開放事業状況」の「公開講座実施状況」のデータを再分析して、その詳細を考察してみたい。

図表 10-4 大学別にみた公開講座数、開講時間・参加人員

大学群名称	実数	比率	開講時間	参加人員	時間数当人員
地方国大	609	51.2	13.8	35.6	2.6
単科(教育)	174	14.6	16.5	95.5	5.8
帝大系	126	10.6	16.3	26.2	1.6
筑波	90	7.6	19.6	37.9	1.9
単科(体育)	32	2.7	23.0	21.8	1.0
単科(工業)	27	2.3	15.9	26.3	1.6
単科(医科)	19	1.6	13.2	112.2	8.5
一橋	19	1.6	3.1	184.6	60.5
単科(農・工)	14	1.2	12.6	26.1	2.1
単科(芸術)	12	1.0	32.8	32.8	1.0
単科(外国語)	12	1.0	36.5	29.8	0.8
技術大	11	0.9	11.7	44.2	3.8
女子大	7	0.6	14.1	33.7	2.4
単科(商科)	7	0.6	15.1	20.6	1.4
単科(その他)	6	0.5	95.5	66.7	0.7
東京工大	5	0.4	10.6	91.0	8.6
単科(商船)	5	0.4	17.8	28.2	1.6
単科(電気)	5	0.4	12.2	19.6	1.6
大学院大学	4	0.3	9.5	81.5	8.6
単科(畜産)	3	0.3	7.7	28.3	3.7
単科(水産)	2	0.2	20.0	31.5	1.6
合計	1189	100.0	15.8	44.0	2.8

図表 10-4 は、大学群別に見た公開講座の開催数などであるが、ここであげている「地方国大」とは、同表での他の大学群以外の地方国立大学を指している。具体的には、弘前、岩手、秋田、福島、茨城、宇都宮、群馬、埼玉、千葉、横浜国立、新潟、富山、金沢、福井、山梨、信州、岐阜、静岡、三重、滋賀、神戸、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、琉球の各大学である。これらの 40 の大学群で全公開講座数の過半数を占めている。続いて、11 校の単科の教育系大学群が 1 割 5 分ほどを占めている。

時間数当たりの人員を見てみると、一橋大学が非常に多くの人員を集めているが、これは開校時間が短い割に、多数の参加人員を集めていることによるものであり、一般的な公開講座というよりも講演に近いものである。それをのぞくと、医科大学での公開講座国立大学全体では、1 年間に平均 16 時間ほどの公開講座が開催されており、その一つ一つの講座を通しての参加者の平均は 44 人程度となっている。

図表 10-5 公開講座の主催者、開講時間・参加人員

主催者名称	実数	比率	開講時間	参加人員	時間数当人員
大学全体	568	47.8	17.5	48.9	2.8
教育学部系	166	14.0	16.7	28.2	1.7
生涯学習教育研究センター	117	9.8	13.2	23.6	1.8
工学部	39	3.3	16.3	24.3	1.5
農学部（農場・演習林）	37	3.1	14.7	32.9	2.2
人文系	33	2.8	11.9	46.5	3.9
学内センター系	31	2.6	17.6	60.3	3.4
理学部	26	2.2	13.3	59.8	4.5
医学部	26	2.2	9.3	93.4	10.1
大学教育開放センター	25	2.1	12.0	31.4	2.6
医療系短大	22	1.9	12.1	56.6	4.7
法・経学部系	18	1.5	12.7	44.8	3.5
大学+自治体	18	1.5	12.3	45.2	3.7
理工学系	15	1.3	15.8	49.9	3.2
学部不明	14	1.2	12.3	42.7	3.5
附置研	10	0.8	11.3	88.6	7.8
薬学部	6	0.5	6.7	101.0	15.2
地域共同研究センター	4	0.3	17.8	10.3	0.6
教養部系	3	0.3	12.3	34.0	2.8
歯学部	3	0.3	8.0	41.7	5.2
高等教育系センター	2	0.2	16.0	40.0	2.5
国際系学部	2	0.2	13.5	141.0	10.4
その他	4	0.3	15.0	104.5	7.0
合 計	1189	100.0	15.8	44.0	2.8

つぎに、公開講座の主催者を詳しく見てみると（図表 10-5）、大学全体として行っているものが約半数を占めているが、これは公開講座委員会や各大学の専門の外郭団体が行うケースがほとんどである。また次に多いのは教育学部が主体となって行う講座であるが、3番目に多いのは、先に見た「生涯学習」系のセンターが開催主体となって講座である。公開講座の開催を主たる業務とするこの種のセンターに関しては、次節で詳細にその活動内容を見てみたい。

図表 10-6 公開講座の対象者

名 称	実 数	比 率
一般市民	846	71.2
教育関係者	156	13.1
小・中・高校生	65	5.5
技術関係者	29	2.4
医療関係者	23	1.9
スポーツ関係者	19	1.6
農業関係者	14	1.2
生徒と保護者	13	1.1
一般女性	6	0.5
障害教育関係者	6	0.5
自治体職員	6	0.5
その他	6	0.5
合 計	1189	100.0

次に公開講座の参加者としては（図表 10-6）、7割以上が「一般市民」となっている。また前段落

で見たように開催主体として教育学部の割合が高かったが、「教育関係者」の参加が1割以上いることがわかる。

以上のように、公開講座の制度は非常に充実してきており、今後もさらなる拡充が期待される。しかし、公開講座のテーマは、非常に多岐にわたっており多種多様であり、それらのテーマが、地域住民の要望に応えられたものか、あるいは大学教員サイドの研究領域に近いものが提供されているだけなのか、といった講座のコンテンツに関しては今後の展開には重要なポイントであろう。しかし、単なる消費者志向のテーマでは、市中のカルチャーセンターとどう異なるのかと言った点や、ただでさえ多忙化している教員にさらなる負担をもたらすといった点も、課題となる。また、生涯学習という面からすれば、大学側は講座を開講するだけではなく、それらを聴講・累積した市民に対しては、大学の「単位」として認定するなどの仕組みを作るなどして、さらなる学修へのルートを用意するなどの方策が必要とも思われる。いずれにしても、公開講座の内容や運営は、それを提供する大学側と受容する市民側双方にとって、今後の生涯学習社会の行方を占う上での試金石とも言うべきものであり、次に見るような生涯学習センターのようなインターフェースはその展開に大きな意義を持つものと考えられる。

2-2-3 「生涯学習教育研究」系センター

さて、上記の公開講座の主催者として、生涯学習教育研究センターならびに大学教育開放センターが上位にランクされていたが、これらのセンターは、名称は多少異なるものの、全て同様の機能と役割を持った学内共同センターである。平成10年度現在、この種のセンターを設置している全国の国公立・私立大学（短大を除く）は、142大学にのぼっており、また平成11年度現在、国立大学において「生涯学習教育研究センター」として設置されているのは、弘前、福島、茨城、宇都宮、富山、静岡、大阪教育、和歌山、島根、香川、高知、長崎、大分、宮崎、琉球の各大学、「生涯学習教育センター」名では、滋賀大学、「大学開放実践センター」としては徳島大学、「大学教育開放センター」という名称は金沢大学で使用されているが、いずれも大学教育の地域社会への開放を主な事業としており、上記の公開講座はその最も重要なものである。また、この種のセンターは、金沢大学、香川大学の大学教育開放センターが歴史が古く70年代後半に設置されたが、それが香川の場合には90年代に入って現在の生涯学習教育研究センターへと改称された。他大学のセンターの場合は、同様に90年代に入ってから新たに設置されたものがほとんどである。この種のセンターが設置されているのは、まさに地方国立大学群であり、しかもどちらかと言えば小規模な大学である。これは、後述するように、こうした大学群は他に高等教育機関が少ないそれぞれの地域社会の核として他の機関を束ねる役割を果たし得ること、また小規模ゆえに公開講座の開催など学内各学部の協力・調整体制が取りやすいことなどが利点としてあげられる。

以下では、いくつかの生涯学習センターでの事業から、その地域社会への大学教育・研究の開放活動の一端を考察したい⁴⁾。

(1) 管理・運営

センターのスタッフとしては、センター長（併任、また副センター長をおくこともある）、教授一

人、助教授一人、その他他学部などからの協力を得て数人の教官が併任としてサポートしているのが一般的なあり方の特徴である。これは、まだ設置から数年しか経っていないセンターが多いためであり、たとえば 1986 年に設置された徳島大学の場合には、専任教官は 8 名と充実した陣容であり、多分に設置からの拡充の度合いと経過年数に左右されている部分も大きい。また、センターの事業などの管理は、「管理委員会」によって、また運営方針などはセンター長を長とする「運営委員会」、また公開講座などの事業に関しては「公開講座委員会」などによって構成されている。これらの委員会のメンバーは、センター専任教官のほか、各部署から選出された教官で構成されている。

(2) 事業内容

事業内容は、大きく生涯教育に関わる調査研究事業と教育事業および学内と学外生涯教育機関とのネットワーク形成に分けられるようである。静岡大学のセンターの場合、次のように事業内容を概観している。すなわち、(1) 生涯学習に関する教育及び調査研究、(2) 生涯学習の成果の活用についての調査研究、(3) 公開講座その他大学開放事業の推進に関する企画及び運営、(4) 社会教育主事・学芸員その他生涯学習指導者の養成及び研修、(5) 生涯学習に関する情報ネットワークの構築と運用、(6) 地域の生涯学習関連機関との連携及び協力などであるが、その主体的な業務は、「公開講座」の企画と開催であり、またそれを中心とした地域社会への教育効果・成果などに関する調査・研究である。こうした業務内容及び調査研究は、全国のこの種のセンターにほぼ共通したものであるが、この種のセンターが置かれている大学所在県には、他に大学などの高等教育機関が少なく、また市・町・村レベルでの行政組織とも関係においても中核的な役割を担っており、当該大学のセンターが生涯学習面やそうした機関・組織のネットワークに果たす役割は、他の都道府県に位置する国立大学に比べて大きいものがあるものと考えられる。

さて、センターの主な業務内容である「公開講座」については、すでに前節で考察したので、以下では調査研究面についての成果などを、滋賀大学ならびに和歌山大学をケーススタディとして見てみよう。

(3) 調査研究

滋賀大学のセンターでは、平成 12 年度の研究活動として、(1) 長浜市の生涯学習に関する調査研究（長浜市教育委員会と共同で実施。特定地域の生涯学習社会づくりの典型像を探る試み）、(2) 公開講座の在り方に関する研究（公開講座の受講生を対象に「公開講座の在り方」に関するアンケート調査を実施）、(3) 学習成果の活用に関する研究（地域社会が実施する「淡海生涯カレッジ」の修了生を対象とした学習成果の活用に関する調査）、(4) 社会教育主事講習受講生を対象とした調査研究（センター事業としておこなった社会教育主事講習の受講生を対象とした多面的なアンケート調査）、など各種のアンケート調査などを中心とした活動を行っている。

また、和歌山大学では、「和歌山の歴史・文化、紀伊半島の自然と環境保全、和歌山の伝統産業・地場産業と地域開発等の諸課題について、学内共同研究組織である紀州経済史文化史研究所や経済研究所などの学術的蓄積を生かしながら、全学的な研究体制をとるとともに、外部からの研究参加者を求めている

ます」として、専任教員の他に、教育学部、経済学部及びシステム工学部の教員の協力も仰いで、こうした研究調査を進めていくとしている。こうした地域社会に根ざした調査研究の全学的な取り組みは、ある意味で、小規模な大学であるからこそなし得る課題であり、また体制であるとも言える。

(4) 支援組織

センターは、学内共同利用施設であり、学内の各学部・組織との協力において管理運営されていることは前に見たとおりであるが、同時に学外の地域社会及び他の高等教育機関の共同の生涯教育・学習施設として、大学と地域社会双方の協力・調整の役割も果たしており、その意味では、まさに各地方国立大学の地域社会との結節点であることは疑いがない。そしてまた、大学と地域社会両者協力の上で設立された組織体が、このセンターを支えている。宮崎大学のセンターの場合、平成7年4月に設置されたが、すでに平成4年12月に県内の大学、短大、高専が加盟して組織された「宮崎地区大学生涯学習協議体」の事務局がセンターに置かれ、平成9年度から公開講座を実施することとなった。このセンターが中心となって調整されている公開講座の場合、県内の協議体に加盟する各高等教育機関から講師を派遣して、県内各地で毎年3コース程度の学習機会を提供しているということであり、宮崎大学のセンターは、学内の調整だけではなく、他の高等教育機関と地域社会とのリエゾン・センターとして、生涯学習機関の核としての役割を果たしていると言えよう。また、茨城大学のセンターにも「茨城大学生涯学習推進連絡協議会」などがあり、各大学センターにも、学内外に同様の組織体が形成されているようである。

こうした地域社会と高等教育機関の束ね役として、この種のセンターが果たしている役割は、非常に大きいと言えよう。先の宮崎大学の他にも、和歌山大学のセンターでも、県内の県立医科大学と私立高野山大学、さらに放送大学の和歌山学習センターなどとのネットワークを築いており、共同で公開講座などを開催している。また徳島大学のセンターでも、学内の各学部はもちろん、短期大学部および地域社会の機関と協力して公開講座などを実施してきている。

以上のように、生涯学習パラダイムに乗った形での大学改革の進展に伴って、国立大学は地域社会への学習サービスを拡充するという施策を忠実に実行しており、科目等履修生制度や公開講座などは着実に拡大してきている。また地域国立大学に設置された生涯学習センターなども、生涯学習審議会の答申に沿った形で、その事業を充実させてきている。ただし、科目等履修制度や公開講座は先に触れたような課題が散見されるし、生涯学習センターもまだ発足してから10年も経ておらず、今後地域社会との連携や当該地域における高等教育機関のネットワーク化などの大きな課題がある。したがって、こうした施策や「仕掛け」は、各大学ならびにセンターが地域社会の学習ニーズをいかに把握し、どのようなコンテンツを地域社会に企画・提供し、また高等教育レベルの内容をどう維持できるかが、その将来を左右するものと思われる。

3. 「研究・学術」面での社会交流

さて、次に、研究・学術面での地域社会との連携の動きについてみてみよう。文部省は、近年「大

学と地域社会や産業界の連携、交流の強化を図ることは、大学がその知的資源をもって積極的に社会の発展に貢献するために極めて重要である」として、積極的に地域社会における企業・産業界との連携の強化を打ち出しているが⁵⁾、冒頭でも触れたように、一昔前までは大学の自治・学問の自由などの点を尊重するあまり、こうした産学協同・連携は表立っては言明されては来なかった。こうした近年の大学の研究・学術面での地域社会（産業界）への連携強化という施策について、各種政府審議会の答申を中心に、簡単に跡付けておきたい。

3-1 政策的な流れ

80年代はじめから産業界・科学技術界には、「科学技術立国」論が席卷し始める。通産省も（「技術立国」）、科学技術庁も（「科学技術立国」）、ともに今後の産業は知識集約型の方向に伸びるため、科学技術活動の創造性や自主的な技術開発に重点を置くべきとのビジョンを打ち出した。アメリカを仮想敵国に仕立てつつ、科学技術の国際的レベルへのキャッチアップとそれによる産業構造の知識集約化、すなわち科学技術立国論は、ほとんど国是ともいうべき様相を呈していたのである⁶⁾。こうした趨勢の中で、大学と民間との共同研究という集約化の道筋が現れてくる。また80年代は、「基礎研究ただ乗り」論が国内外で声高に唱えられ始めてきた時期でもある。大学と企業とが本来リスクの高い基礎研究を共同で行えば企業にとっては損失を最小限にとどめられるし、また大学にとっては財政的にも大きなサポートが得られる。こうした趨勢の中、大学と産業界の密接な連携を求める声が、産業界を中心に強くなっていくのである。

学術審議会は、こうした要望を汲み上げ、学術研究体制の改善のための主要な検討事項の一つとして、大学と産業界などとの協力・連携問題を取り上げ始める。1983（昭和58）年7月、中間報告「学術研究体制の改善のための基本的施策について」を報告する。その中で、今後推進すべき施策の方向として、「社会的協力・連携の強化」をあげ（「I. 学術振興の方向について 3」）、「III. 社会的協力・連携の強化」では、「1. 基本的な考え方」として、大学は学術の中心であり独創的な研究と後進の養成が本来の使命ではあるが、「個別的、具体的諸課題への対処や取り組みが要請される場合」には、「これに適切に対応し、協力することは有意義なこと」と大学と社会の連携についての基本的な視点を提示した。そして「2. 適切な対応のための諸方策」として、大学の研究者と他の機関の研究者の人的交流、情報交流の場や機会を提供するような「仕組みの整備」を進めること（「（1）社会的要請を受け止めていく仕組みの整備」）、また受託研究制度の改善や受託研究受け入れの円滑化、民間などの研究者との共同研究の充実などを目指すべきであるとした（「2」受託研究・共同研究制度等の改善・充実）⁷⁾。

また同様の主旨が盛り込まれた答申が、科学技術会議からも1984（昭和59）年11月に提出された。その中で、「異分野や産学官の間の連携協力の促進等による総合的な対応力の強化にも配慮」する旨が盛り込まれ（第1部第2章（2））、「異分野間や産学官の間の連携協力の促進を図るため、産学官各機関の柔軟かつ多様な組み合わせによる積極的な研究開発活動の展開を図ること」とされた（「第2部 科学技術振興に係る諸政策の推進」の「第4章 研究開発の推進体制」⑤）⁸⁾。

こうした産官学の連携強化の流れに呼応する形で、文部省は、1982（昭和57）年4月に学術局研究

助成課に研究協力室を設置して、大学と産業界などとの学術研究上の協力・連携を促し、社会的要請を受け止めていく仕組みの整備・充実に努めるることとなった⁹⁾。また、従来から「受託研究」の制度はあったが、58年度には、文部省はさらに積極的に国立大学などで民間機関などから研究者及び研究経費などを受け入れて、共同研究する道を開いたのである¹⁰⁾。

こうした産官学の連携強化に対する動きは、80年代後半に入ってさらに加速化する。臨時行政改革推進審議会は、「行政改革の推進方策に関する答申」（科学技術行政の在り方）を、1985（昭和60）年7月に提出し、その中で、「4.産官学の研究交流の促進」¹¹⁾として、「今後、創造的な科学技術の振興を図るためには、異なった分野間の、かつ研究組織の枠を超えた研究交流を積極的に推進し、限られた研究資源の効率的かつ効果的な活用を図ることが極めて重要である。」と、理工系の研究を取り巻く現状認識を明らかにし、その方策として、産学官の研究組織の枠を超えた共同の研究開発の促進、をあげた。

こうした産官学の連携強化の具体的な施策として、1986（昭和61）年4月の臨教審の第2次答申でも、「大学と社会の連携の強化」と銘うち（第2部、第4章第2節（2））、産・官・学の協力の推進を唱うとともに、民間からの非常勤講師や客員教授の活用の検討や大学院修士課程の弾力化による民間技術者の継続教育の振興など、これまで以上に踏み込んだ具体的な方策を提起した。地域社会と大学との関連については、「最近、地方自治体や地元企業と大学や研究所との有機的な連携が強く期待されている。これを推進する観点から、地方の国・公・私立大学の参加や協力に対する支援の方策を検討する。」として、「大学における社会協力のための窓口の設置を促進する」ために、「共同利用センターを附置すること」を言及したのである。文部省は、これを受けて昭和62年度より富山、神戸、熊本の3大学にこの共同研究センターを設置することとした。

平成年度に入ってからの大規模な大学改革においても、この産官学の連携という研究・学術面での指向性は強調され続けており、1995（平成7）年11月に公布・施行された「科学技術基本法」では、その第十四条（研究開発に係る交流の促進）に、「国は…研究者等の交流、研究開発機関による共同研究開発、研究開発機関の研究施設等の共同利用等研究開発に係る交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。」と明記されることとなった。また同年12月の「地域における科学技術活動の活性化に関する基本指針」（内閣総理大臣決定）が示され、さらに「基本法」の第九条で策定することが決められ、翌96（平成8）年7月に閣議決定された「科学技術基本計画」では、「産学官の連携・交流等の促進」の施策として、「任期付任用制度」「共同研究等休職制度」「連携大学院制度」などが提起される他（第2章Ⅰ.（2）3.産学官の連携・交流等の促進 ア.産学官の人的交流の促進に関する施策の推進）、「国立大学、国立試験研究機関、特殊法人等において整備する先端的かつ高度な研究開発のための研究開発施設・設備については、幅広く産学官、海外の研究者の共同利用に供し得るよう、外部の研究者の利用を支援する人材の確保、簡素な共同利用手続の整備等を進める」（同上、ウ.研究開発施設・設備の共同利用等の促進）として、地域共同研究センターなどを念頭に置いた既存の研究施設の活用をあげている。

また、大学審議会の1998（平成10）年10月の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」でも、「各大学が地域社会や産業界の要請等に積極的に対応し、

それらの機関との連携・交流を通じて社会貢献の機能を果たしていくため、リフレッシュ教育の実施、国立試験研究機関や民間等の研究所等との連携大学院方式の実施、共同研究の実施、受託研究や寄附講座の受入れなど産学連携の推進を図っていく必要がある。」とし、「我が国が先進諸外国の先頭に立って経済競争力を向上させていくため、新たな産業の創出、新たな社会経済システムの創造などの面での独創的な研究開発を推進するとともに、自ら新しい研究領域を開拓することのできる創造性豊かな人材、起業家精神に富んだ人材を養成するために、地域社会や産業界との密接な交流が必要である。各大学においては、引き続き共同研究センターの整備・拡充、受託研究の受入れ、寄附講座・寄附研究部門の設置など産学連携の推進を図っていく必要がある」（第2章 大学の個性化を目指す改革方策 2 教育研究システムの柔構造化 —大学の自律性の確保— (3) 地域社会や産業界との連携・交流の推進 (イ) 連携・交流のための具体的取組の推進 (b))。

こうした産官学の連携に関する集大成とも言えるべきものが、学術審議会が1999(平成11)年6月に提出した「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について—「知的存在感のある国」を目指して—」(答申)である。そのなかで、「第2章 学術研究の振興に当たっての具体的施策」の1節を、「7 社会的連携・協力の推進 (1) 学術研究における産学連携等の推進」として、①産学連携の現状と目指すべき方向、②産学連携の推進のための体制等の整備、③大学等と企業との望ましい関係の構築、④産学連携に係る諸制度の改善、⑤研究成果の社会における有効活用、⑥地域との連携・協力の推進、の6項目にわたって、詳細な方策や問題点を列挙している。その内容は非常に多岐にわたっており、全てをレビューすることはできないが、その基本的な提言の方向性は、「今後は、大学等がその社会的使命を果たす上で不可欠な大学等自身の問題として、また、学術研究の進展の重要なプロセスとして、より積極的に、かつ、組織的に産学連携に取り組む姿勢が強く期待される。」という言葉に明確に表されているように、大学の研究・学術の成果の社会への開放と連携は、すでに大学人全てが取り組むべき課題であり使命と位置づけられているのである。また、具体的な産官学の拠点として地域共同センターのさらなる拡充が提言されている。

3-2 各施策の展開状況

さて、上記の1998(平成10)年10月の大学審議会答申では、リフレッシュ教育やインターンシップ制度の積極的な導入が目指されていたが、文部省の調査によれば、平成9年度におけるインターンシップ実施学校数は、大学107校、短期大学39校、高等専門学校35校であり、実施学生数は大学1万3,398人、短期大学2,757人、高等専門学校3,422人となっている¹²⁾。

また、産官学の連携の拠点として、大学共同利用機関や全国共同利用の研究所・研究施設等の共同研究体制の整備の推進が期待されているわけだが、国立大学の附置研究所・研究施設等は、62の附置研究所(うち20は全国共同利用の研究所)のほか、学内共同のセンター・施設は487、おなじく附置研付属は98、各学部付属は346、と非常に多種多様な施設・センターが設置されている。

さて、こうした施設・センターの中で、地域社会との連携で最重要視されているのが、次節に詳しく見る「地域共同研究」系のセンターである。

3-2-1 地域共同研究センター

さて、地域共同研究センターの設置は、前章で見たように、直接的には臨教審第2次答申を受けて実現されたものと言えるが、その政策背景としては、80年代初頭以降の産・官・学の連携強化を求める内外の強い要望、とくに産業界・科学技術界からの要望が強力な追い風になっていたことは確かである。以下では、その産官学の連携の業務内容について詳細に考察してみよう。

(1) 管理・運営

各大学のセンターのスタッフは、センター長（工学部など理科系学部の教授の併任）、専任の助教授一人、そして一人ないしは二人の事務官によって構成されている場合がほとんどである。また民間企業から有能な人材を客員教授・助教授に招聘しているケースもあるが、センターの業務や施設は、センターの「管理委員会」あるいは「運営委員会」などと称される委員会によって管理・運営されている。これらの委員会のメンバーは、センター専任の助教授のほかに、年度ごとに各部局から選出された教官で構成され、センター長を委員長にしている。これは、学内共同利用施設としてのセンターの性格から来ているものである。しかし、日常の些末な業務やその性質をかんがみると、各部局から選出された委員が運営しているとはいえ、実際の管理・運営はセンター専任の助教授一人に任されているのが現状だと考えられる。

(2) 業務内容

新潟大学のセンターの例を取り上げてみよう¹³⁾。同大のセンターにおいては、以下のような事業内容があげられている。すなわち、(1) 民間機関等との共同研究の実施、(2) 民間機関等と有機的連携のもとに開かれた大学としての学術交流の推進、(3) 地域に密着した研究や先端技術の開発、(4) 民間機関等の研究者に対する高度技術教育の実施、(5) 地域産業の技術高度のための調査研究や指導、(6) 民間機関等からの研究開発等に係わる技術相談、(7) 民間機関等への研究成果の提供（セミナー等の開催）、(8) 外国人研究者等との共同研究の推進、(9) 大学院生に対する実際的な応用教育の実施、である。

同大学のセンターはこれらの事業活動を、①共同研究、②技術相談、③高度技術研修、の3カテゴリーに大別している。こうした事業内容に関しては、新潟大学以外のセンターでもほぼ同じである。また多くのセンターでは、これらのほかに、客員教授を中心とした各種講演会や講義、技術交流会、実験設備講習会などを開催するなど、民間企業における研究者・技術者、学内の教官・大学院生らを対象とした多様な活動を行っている。ただし、そうした事業内容の中で最も重要なのは、民間機関との共同研究の実施である。

(3) センターの活動の実際

① 共同研究

センターと民間機関との共同研究には、次の3タイプがある。

A研究：民間機関等から研究員と研究に必要な直接経費（備品・消耗品費等、200万円以上）を受け入れ、本学も研究経費の一部を負担するもの

B研究：民間機関等から研究員と研究に必要な直接経費（200万円未満）を受け入れるもの

C研究：民間機関等から研究員のみ受け入れるもの

どのタイプの共同研究においても、民間企業側からの人材の派遣がなされ、それは一人につき年間の経費として、一律420,000円の「研究料」が徴収される。また、直接経費とは共同研究の遂行のために特に必要となる備品費、消耗品費、旅費、謝金等を指しており、このうち7万円の経費が控除され、国庫に入れられる。控除後の残額（35万円）を共同研究のため（光熱水料等を含む）に使用するが、年度途中で共同研究員が変更になる場合は、新たな研究員について改めて研究料を納付する必要がある。また、区分Bについても、共同研究の遂行上必要がある場合のみ大学側も直接経費を一部負担する。ここでいう経常経費等とは、共同研究に使用する大学等の施設・設備の維持・管理費等のことである。これら3タイプの経費負担を整理すると、図表10-7のようにまとめられる。

図表10-7 地域共同研究センターにおける共同研究のタイプと経費負担

	民間機関等			大学	
	研究者派遣	研究料	直接経費	直接経費（校費）	経常経費等
A	○	420,000	○（200万以上）	○	○
B	○	420,000	○（～200万）	×（○）	○
C	○	420,000	×	×	○

ただし、A研究は、1. 大学主導型の研究プロジェクトの推進、2. 緊急性のある学術的研究、3. 学術的意義の高い研究、4. 社会的要請の強い研究、公共性の強い研究、5. その他、のいずれかに該当する必要があるとしている。原則として本学と民間機関等が共同で特許出願し、その特許は共有となる。なお、特許権は民間機関等またはその指定するものが一定期間（10年以内）優先的に実施することができ、この期間は必要に応じて更新できる。

もちろん、これらの新機軸のほかに、従来から行われている①受託研究制度（民間機関等から依頼を受けた研究テーマについて、大学の教官が研究を行い、その結果を委託者に報告する制度、研究経費は民間機関等が負担。②研究員制度（民間機関等の現職技術者に、大学での大学院レベルの研究指導を行い、その能力の一層の向上を図る制度。③奨学寄附金（民間機関等から寄附金・有価証券を受け入れて、学術研究や教育の充実発展に活用。大学の振興・活性化のために役立つほか、民間機関等は、研究経費相当額を損金扱いが可能）などのルートも残されている。ただし、従来のタイプは、「共同研究」というメリットが欠如している。

ただし、共同研究の件数の推移とその内訳は、たとえば新潟大学の場合、3年度33件（A3/B8/C22）、4年度24件（A5/B6/C13）、5年度25件（A4/B4/C17）、6年度25件（A5/B3/C17）、7年度30件（A3/B14/C13）、8年度46件（A5/B23/C18）、9年度60件（A10/B29/C21）、10年度55件（A9/B35/C11）、11年度55件（A6/B40/C9）となっている。Aタイプは、多い年度で10件であり、平均は5件程度である。また北見工大のセンターでは、4年度32件（A3/B29）、5年度30件（A1/B29）、6年度31件

(A2/B29)、7年度30件(A1/B29)、8年度30件(A1/B28/C1)、9年度40件(A2/B34/C4)、10年度41件(A1/B36/C4)、11年度45件(A0/B42/C3)区分Aは、年平均1件程度である。両センターとも、ここ数年件数が増えてきているのはBタイプであり、北見工大の場合、11年度では共同研究のほとんどを占めるに至っている。こうした傾向は、他のセンターでも共通して指摘できる。企業側にとって、多額の経費を出資するようなAタイプの共同研究よりも、また社員を派遣するだけというような従来の研究員制度と変わらないようなCタイプでもなく、その中間的な形態であり比較的少額な出資にとどめられ、しかも次に見るように手続きも簡略なBタイプが増えてきているのはごく自然の成り行きとも言える。

以上が3つのタイプに区分された共同研究の仕組みであるが、民間企業などは現実的なニーズに即応的な研究を望んでいると思われるが、Aタイプのように、経費を200万以上出せる企業はそれほど多くはないのが現実であり、半官半民のような企業との共同研究が主体とならざるを得ない。九州工大のセンターの場合、中小企業との共同研究はあまりなく、そのほとんどが九州電力であるとの報告もある¹⁴⁾。また研究の可否の審査や予算執行の関係などで、Aタイプなどでは実際的な共同研究にはいるまでに半年近くかかること、また予算の単年度主義のため、研究の期限が年度末までとなっていることなど、様々な問題点が内在しているものと思われる。

② 技術相談

センターの事業としては、主軸である民間企業との共同研究のほかに、技術相談という活動も行っている。これは、地域社会からの依頼をセンターが引き受け、学内の専門の教員に相談を仲介するなどの方法を採用している。

徳島大学のセンターの場合、11年度の相談件数は、合計156件で、その方法としては、来訪78件、書状3件、電話5件、FAX2件、E-mail37件、現地訪問31件である。またその内容は、A 問題解決の依頼46件、B 基礎知識の習得34件、C 大学特有の技術利用19件、D 共同研究の申込み27件、E 受託研究の申込み1件、F 分析・試験の依頼8件、G 評価・鑑定依頼19件、H アイディア提供の依頼32件、I 技術指導・講演の依頼40件、J その他(情報提供)4件で、合計230件(複数回答)となっており、実際の事業状の具体的な問題解決のために大学教員の知識・技術のサポートを受けようとしている現状が見て取れる。その相談先としては、企業139件、官公庁6件、財団10件、個人1件の合計156件となっており、やはり一般企業が多いことがわかる。

③ 高度技術研修

最後に、民間の研究者などに対する研究活動をあげておくと、たとえば新潟大学のセンターでは、その目的を「民間機関等の技術者及び研究者に対し、科学技術の習熟及び提供を行い、技術水準の向上を図ること、また、創造性、先見性に富む人材の育成並びに地域社会における技術開発の振興に寄与すること」として、平成4年度から年間2コースを実施している。平成6年度はワークステーション利用技術コース、計測制御における応用技術コースを開催した。受講定員は10名程度で、きめの細かい指導が可能となり、好評を博しているという。

(4) センターの支援組織

さて、以上がセンターの主要な業務内容とその実際であるが、しかしセンターは民間からの共同研究の申請や相談をただ「待つて」いればいわけではない。その活動を円滑・十全にこなすためには、積極的にその存在と役割をアピールすると同時に、民間企業や地域社会との支援を取りつける必要がある。

① サポート団体

秋田大学では、最も地域産業界と関連が強い鉱山学部において「地域共同研究センター設立小委員会」が設置され（1990年6月）、その後91年の6月に全学的な組織として「設立準備委員会」を発足させたが、その過程で秋田県や県内企業団体などは「秋田科学技術協議会」を設置しセンターの支援組織の母体となった¹⁵⁾。こうした地域からの強いバックアップの下、1993年に、「地域共同研究センター」の開設が実現されたのである。秋田大学などの場合は、センター設置以前に学内組織や民間企業などによるサポート体制が出来上がっていた事例と言えるが、センターが開設された後にそうした組織が出来上がるケースの方が多きようである。

たとえば、福井大学には1992年にセンターが設置されたが、その後の95年1月に至り、福井商工会議所連合会と福井経済同友会によって、「福井大学地域共同研究センター協力会」が設置、初年度で94の民間機関が加入した¹⁶⁾。また、室蘭広大のセンターでも、室蘭、札幌等の企業を中心に38社が参加して、93年12月「センター研究協力会」が設立されている。新潟大学でも、「新潟大学地域共同研究センター協力会」が、県内産業界との密接な連携、協力によって産業技術の向上を図ることを目的に、92年に設立されている。

このような「センター協力会」にはせる地域の産業界・工業界の思惑が奈辺にあるのかが、京都工芸繊維大学の「センター事業協力会」（96年9月設立）の次の「設立趣意書」に見て取れる。「民間企業と京都工芸繊維大学の交流が強化されることは産業界にとって真に喜ばしいことであります。これらの事業の遂行には多大の経費を必要としますが、今般の国の厳しい財政事情を考えると、国に新たな経費を求めることは困難と言わざるを得ません。そこで今回、地域産業界を始めとする民間企業が京都工芸繊維大学地域共同研究センターの財政の一部を支援し、同センターと協力して産学交流の一層の促進を図ることが必要であるとの結論に至り、『京都工芸繊維大学地域共同研究センター事業協力会』を設立することになりました。同センターにおかれては、本協力会の設立を機に産業界との連携を一層強め、特色ある学術研究・科学技術を通して各民間企業の個性豊かな発展に寄与されることを期待する次第です。」¹⁷⁾

こうしてみると、センターの支援体制の組織は、センターが設置される以前の場合と以後の場合があることがわかるが、いずれにしてもこうした組織がなければセンターの活動に大きな支障が生じることは確かなようである。神戸大学のセンターは、全国の他大学に先駆けて最も早い時期に開設されたが（1987年）、しかし、1993年時点に至ってもその支援体制が組織化されず、当時の自己評価書には、次のように述べられている。「多くの他大学の共同研究センターでは、その地域の企業と自治体からなる支援団体をもっている。この支援団体はセンター設立の準備段階から設立後の運営まで支援して

いるのが普通である。本センターの場合、設立時の経緯からもこのような支援団体をもたなかった。これは、センターの活動に大学の自主性を保障するという側面をもつことになった。しかしながら現状では、研究プロジェクトの策定や『共同研究』の推進に限界がある以上、支援団体の設立について、検討する時期に来ていると思われる¹⁸⁾。

センターが十全に機能するためには、設置されることよりもその後どう支援組織との連携を取り付け、地域の産業構造の中で活用されるかが、重要な課題となるのである。

② 公設の既存機関との連携

次に、既存の公的な地域密着型の機関などとの連携を取ることによって、センターが、いわば地域社会における研究コンソーシアムの中心的役割を担っているという形態がある。

たとえば、徳島大学の場合には、「財団法人徳島県地域産業技術開発研究機構」、「徳島健康科学総合センター」、「徳島県工業技術センター」といった公設試験研究機関と連携して、民間企業に対して、共同研究、情報提供などを進めており、1992年度からは、これら4公共機関が連携して事業などを進めるために、「地域産業技術振興連絡会議」を発足させている¹⁹⁾。

また、鳥取大学では、「財団法人鳥取県工業振興協会」、「財団法人とっとり政策総合研究センター」、「新産業創造センター」などの組織・団体と連携を取り、「センターは、これらの機関を大学と地域の民間などとの連携の触媒として、あるいは共同研究の相手として、あるいは様々な情報交換の相手・窓口として、お互いに連携をとっている」²⁰⁾。

また、佐賀大学のセンターは、県の「工業技術センター」、「窯業技術センター」、「農業試験研究センター」などの公立研究機関、「九州工業研究所」などの国立研究機関、財団法人である「佐賀産業技術情報センター」、さらには商工会議所などの民間企業などと連携しつつ、その中核的な役割を担う機関と自らを位置づけている。

静岡大学のセンターの場合も、財団法人である「静岡県科学技術振興財団」や同じく「浜松地域テクノポリス推進機構」、さらには「静岡県工業技術センター」などと連携、研修支援などを行い、県内の工学系の大学・学部（県立大学、静岡理工科大学、など）との学术交流や研修参加を行っている。テクノポリスとの関連で言えば、熊本大学のセンターは、「熊本テクノ・リサーチパーク」内に設置されている。九州工大の場合も、1991年のセンター開所時には、整備中だった北九州テクノセンターとの連携の上で、「産業の頭脳」の集積拠点としての役割が期待されて来ている²¹⁾。

さて、センターをサポートする組織形態をいくつか見てきたが、実際にはこうした形態が複合的に混在していると見た方が正しいだろう。ただ、こうした事例からは、センターが大学と地域社会（民間産業）と連携させる橋渡し役になるといっても、それをスムーズに行うためには、センターの積極的な売り込みが必要であり、とくに民間からの物心両面でのサポートを取り付けることが重要課題であることが示唆されている。大学と社会の間のマージナルな部分に位置することは、そのどちらにも積極的な働きかけが可能であると同時に、そのどちらにも帰属できずに孤立化する恐れもあることを意味している。

(5) センターの課題

以上、地域共同研究系のセンターについて考察してきたが、多くのセンターはようやく設立されてから10年ほどが経過した。設立当初に報告された各大学の自己点検・自己評価書では、ほとんどの場合専任教員が助教授が一人であるという教職員不足の解消という点、センターの役割・意義の学内外への周知、施設やセンター建物などハード面での整備、といった課題が、どのセンターにも共通してあげられていた。10年以上経過した現在でも、その状況は大きく改善されたとは言えないと思われる。実際に、先に挙げた学術審議会の1999年6月の答申でも、センターにおける不十分な教員組織が改善項目としてあげられている。

しかし、現在では、地域社会における産業界との連携については、さらに一步踏み込んだ形態が提起されつつある。それが、TLOと呼ばれる組織体である。TLO (Technology Licensing Organization: 技術移転機関) とは、大学などの研究成果を委譲されて特許権化し、同時にその研究成果を企業に情報提供して技術移転する機関のことである。その際の技術移転のロイヤリティなどは研究者だけでなく大学などにも還元され、さらなる研究資金として活用される。これによって、さらに新たな研究成果を創造するサイクルを形成し、大学の持つシーズと企業のニーズを融合させ、地域産業の育成と発展をはかることが期待されるのである。こうした産官学の連携をさらに一步進めた形態が可能となったのは、1998年8月に施行された「大学等技術移転促進法」によるところが大きい。これによって、大学など高等教育機関の教員と民間機関等との研究開発に関する規則が緩和され、各種公的助成措置が設けられたのである。現在のところ、国立大学では、北海道ティー・エル・オー(北大)、東北テクノアーチ(東北大)、筑波リエゾン研究所(筑波大)、理工学振興会(東工大)、先端科学技術インキュベーションセンター(東大)、山梨ティー・エル・オー(山梨大)、新産業創造研究所(名大)、新産業創造研究機構(神戸大)、山口ティー・エル・オー(山口大)、四国TLO(徳島大学、高知大学、高知工科大学、愛媛大学、香川大学)、北九州テクノセンター(九工大)、産業連携機構九州(九大)などがある。また、このほか、早大、慶応大、日大、東京電機大、立命館大など私立大学が中心となっているTLO組織も設立されている。

現在のTLOは、大都市圏における旧帝大系の大学(工学部)を中心としたものが多いが、今後地方国立大学にも独立法人化の流れの中で資金の外部化の動きから、こうしたTLO設立のインセンティブは高まっていくものと考えられる。その際に、こうしたTLOと地域共同研究センターは、いかなる関係を保ち、さらなる地域社会の産業界などと連携をとっていけるのか、今後その動向が注目されるであろう。

4. おわりに

さて、以上、80年代からの高等教育政策の変遷のなかで、大学と地域社会との連携について、2つのディメンジョン、すなわち「教育・学習」と「研究・学術」の両面について分析してきた。「生涯学習センター」と「地域共同研究センター」を中心に、その公開講座の開催や地場産業との共同研究などの具体的な活動の考察を通して、地域社会への開放と連携の進捗状況と成果などが概観できたのではないと思う。ただ政策的に明確な理念と目的をビルトインされた上記のセンターでの活動や課題は、ま

だ評価をするには時期尚早の感もあるが、今後、国立大学全体をおそう独立法人化の波や、社会サービスが重要なトピックとしてあげられている第三者評価の影響は、これまで等閑視されがちであった地域社会への開放と連携という国立大学の古くて新しい機能について、ますます大学人の意識のレベルアップを求めることとなろう。今のところ、こうした「センター」は、大学本体と地域社会とのインターフェースとして、その位置づけはマージナルでありながらも自由で機動的な役割を果たしてきたと言える。しかし、今後、コアである学部・大学院にも、その開放と連携という圧力と期待がより増大することは間違いない。その際に、国立大学ならびに大学人はどのような方向に向おうとするのか。大学改革の未だ先の見えない行き先に、地域社会のネットワークの中で存立する個々の国立大学の見識と理念が、さらに根本的に問われることとなるのは必至だと思われる。

-
- 注: 1) 文部省『我が国の文教施策』(平成 11 年度)。
2) 同上。
3) 同上。
4) 以下でのセンター関連の記述は、自己点検書(白書)ならびにホームページに多くを負っており、とくに注記がない場合、各センターのホームページを参照のこと。
5) 文部省、同上。
6) これらの事情は、中山茂『科学技術の戦後史』岩波書店、1995、並びに中山・吉岡編『戦後科学技術の社会史』朝日新聞社、1994、などに詳しい。
7) 同上、363 頁。
8) 『学術月報』、Vol. 38 No. 1、59 頁、1985。
9) 『学術月報』、Vol. 36 No. 5、7 頁、1983。
10) 同上、10 頁。
11) 『大学資料』、97 号、10-11 頁、1986。
12) 文部省『我が国の文教施策』(平成 11 年度)。
13) 新潟大学『新潟大学自己点検・自己評価報告書 教育研究の充実と発展に向けて』240-242 頁、1995。
14) 「大学と地域社会のパートナーシップ」『日本教育社会学会公開シンポジウム』記録集、11 頁、1996。
15) 秋田大学『秋田大学の発展を目指して(秋田大学自己点検・評価報告書)』、209 頁、1994。
16) 福井大学『現状と課題—教育と研究—1996』、117 頁、1996。
17) 京都工芸繊維大学インターネットホームページ URL: <http://www.corc.kit.ac.jp/html/>、参照。
18) 神戸大学『躍動する神戸大学—点検・評価 1993—』、236 頁。
19) 徳島大学『徳島大学の現状と課題』、244 頁、1992。
20) 鳥取大学『鳥取大学の現状と課題 第 4 号』、7 頁、1996。
21) 『西日本新聞』平成 3 年 6 月 5 日付。